算式Ⅲの符号

c　平成27年10月1日現在における高齢者人口比率（国勢調査令によつて調査した同日現在における当該都道府県の65歳以上の人口を同令によつて調査した同日現在における当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

D　次の算式Ⅳによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式Ⅳ

D ＝（d1 － d2 ／ d1）／ 0.059

（d1 － d2 ／ d1）に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅳの符号

d1　国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における当該都道府県の15歳以上65歳未満人口

d2　国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における当該都道府県の15歳以上65歳未満人口

E　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式Ⅴ

E ＝（e ／ f）／ 0.274

算式Ⅴの符号

e　次の算式によつて算定した数

算式

2.00 × e1 ＋ 1.75 × e2 ＋ 1.50 × e3 ＋ 1.25 × e4 ＋ 1.00 × e5 ＋ 0.75 × e6 ＋ 0.50 × e7 ＋ 0.25 × e8

2.00 × e1、1.75 × e2、1.50 × e3、1.25 × e4、1.00 × e5、0.75 × e6、0.50 × e7及び0.25 × e8に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

e1　当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口（総務省統計局において公表した平成27年国勢調査に関する地域メツシユ統計にて、基準地域メツシユの中心点が帰属する当該市町村の区域内において、常住人口のいる基準地域メツシユ内の人口をいう。以下、この項において同じ。）のうち、100人未満の合計に相当する数として総務大臣が通知した数

e2　当該都道府県の区域内の市町村におけるメツシユ人口のう